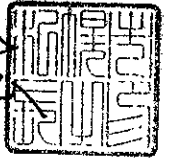


札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会規則を次のように制定する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第25号

# 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（令和7年条例第13号。以下「条例」という。）第9条第6項の規定に基づき、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の委嘱)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）のうち条例第9条第3項の公募に応じた市民の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり政策局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。